

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止
 - 生活保護法による指定医療機関の名称の変更
 - 健康保険法等による看護料の支給基準
 - 結核予防法による医療機関の指定
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正
 - 肥料の登録
 - 肥料の登録の更新
 - 土地改良区の役員の就退任(二件)
 - 土地改良事業計画の決定
 - 土地改良法による換地計画の決定
 - 公共測量の終了
- ◇ 選 管 告 示
 - 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 - クリーニング師試験の実施
 - 職業訓練法による技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第六百八十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高橋 医 院	米子市皆生二七五〇	昭和五十九年七月三十日

鳥取県告示第六百八十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地	変 更 年 月 日
	加藤外科医院	加藤外科内科 医院	岩美郡岩美町大字河崎二 六六一三	昭和五十九年 一月一日

鳥取県告示第六百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和五十九年九月一日から適用し、昭和五十七年六月鳥取県告示第六百三三号（健康保険法等による看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ・痘そう・発疹チフス及びペ スト	九、四七〇円八、〇四〇円		—
法定伝染病（コレラ・痘そう・発疹 チフス及びペストを除く。）、急性 灰白髄炎・開放性結核・非開放性結 核（患者が結核病棟に収容された きに限り。）、及び精神病	七、五七〇円六、四三〇円五、六八〇円		
その他の疾病	六、三二〇円五、三六〇円四、七三〇円		

二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合

- 1 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
- 2 食事又は用便につき介助を要すること。

病 種 別	一日当たりの看護料
コレラ・痘そう・発疹チフス及びペ スト	四、九七〇円
法定伝染病（コレラ・痘そう・発疹チフス及びペ ストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非 開放性結核（患者が結核病棟に収容されるときに 限り。）及び精神病	三、九七〇円
その他の疾病	三、三二〇円

備考

1 看護料には、食費、寝具料等を含む。

2 泊込みのときは、一日当たりの看護料の額の二割三分五厘増とする。

3 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたとときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、2と併給することができる。ただし、この基準の二に該当する場合は、この限りでない。

4 この基準は、看護料の最高額を定めたものであり、現に要した看護料の額がこの基準の範囲内であるときは、その額とする。

5 付添看護人一人につき患者二人までの看護は認められるが、三人以上の看護は認められない。

6 看護婦又は准看護婦を求めることができなためやむを得ず看護補助者（親族、友人等を除く。）を付き添わせた場合の看護料は、主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行っている旨を施設の長が証明するときに限り支給する。

7 在宅患者の看護については、看護補助者は認められない。

8 この基準は、基準看護を実施している保険医療機関については、適用しない。

鳥取県告示第六百八十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
山本薬局	鳥取市行徳は四二五	昭和五十九年八月二十九日

鳥取県告示第六百八十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
山本薬局	鳥取市行徳は四二五	昭和五十九年八月二十七日

鳥取県告示第六百八十七号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実技試験の表中「アルミニウム陽極酸化処理」を「アルミニウム陽極酸化処理」を
 「電子機器組立て」を「機械保全」に、
 「光学機器組立て」を「光学機器組立て」に、
 「ハム・ソーセージ製造」を「機械製麺」に、
 「サツシ施工」を「サツシ施工」に、
 「写 真」を「商品装飾展示」に改める。

鳥取県告示第六百八十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第五〇〇号	配合肥料	くみあい ほう素マ ンガン入 り新大根 りん酸全量 配合肥料	窒素全量 八・〇 うちアンモニア性窒素五・六 うち硝酸性窒素 二・二 うちく溶性りん酸 一五・〇 うちく溶性りん酸 一五・〇 うち水溶性りん酸 六・〇 加里全量 九・〇 うち水溶性加里 九・〇 うちく溶性苦土 二・〇 うちく溶性マンガ 〇・三〇 うちく溶性ほう素 〇・一〇	八頭郡若桜町大字若桜三五五―一 若桜町農業協同組合
鳥取県 第五〇一号	配合肥料	東伯梨粒 状複合肥 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 三・〇 うち水溶性加里 二・七	東伯郡東伯町大字徳万五五八―一 東伯町農業協同組合
鳥取県 第五〇二号	配合肥料	北条町梨 粒状複合 りん酸全量 加里全量	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 四・〇	東伯郡北条町大字弓原三三四 鳥取北条農業協同組

鳥取県 第五〇三号	混合有機 水産乾燥 菌体ペレ りん酸全量	うち水溶性加里 三・八合	七・〇 五・〇	壺港市昭和町二一 一九	壺港市昭和町二一 一九
鳥取県 第五〇四号	混合有機 水産混合 有機質肥 りん酸全量	三・八合	四・〇 一三・〇	壺港市昭和町二一 一九	壺港市昭和町二一 一九

鳥取県告示第六百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 鳥取県 第一九〇号末	肥料の 種類 魚かす粉	肥料の 名称 六・〇魚 荒かす粉	保証成分量（パーセント） 窒素全量 りん酸全量	生産業者の住所及び 氏名又は名称 鳥取市湯所町二丁目 倉谷 久
-----------------------	-------------------	---------------------------	-------------------------------	--

鳥取県 第四三九号	配合肥料 くみあい 窒素全量	八・〇	東伯郡東伯町大字徳 万五五八一
鳥取県 第四四〇号末	尿素入り 里芋複合 肥料 りん酸全量 うちく溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里 く溶性苦土	五・〇 二〇・〇 二〇・〇 一三・〇 八・〇 八・〇 一・〇	東伯郡東伯町大字徳 萬五五八一 東伯町農業協同組合 壺港市昭和町七 株式会社上野

鳥取県告示第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 林 豊 八頭郡用瀬町大字鷹狩四七六

小谷和明 四六九

〃	小林利男	〃	八一
〃	栄 勲	〃	八三五
〃	磯部利男	〃	二五
〃	竹谷 廣	〃	七二
〃	岸本 清	〃	七〇九
〃	森田悦雄	〃	一四一―一

昭和五十九年六月十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事	竹谷 廣	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二
〃	栄 勲	〃
〃	磯部利男	〃
〃	松下 稔	〃
〃	森田克己	〃
〃	小林浩一	〃
〃	林 豊	〃
〃	岸本 清	〃

昭和四十九年六月二十日就任 任期二年

鳥取県告示第六百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	野儀久市	倉吉市福山二七五
〃	松本岩雄	〃 三江四九二
〃	大西 登	〃 小鴨一四七―四四
〃	西浦信吉	〃 一三三―一
〃	森下清義	〃 鴨河内二八六三
〃	栗原政雄	〃 二六七六―二
〃	藤井春美	〃 志津七二〇―一
〃	渋谷正幸	〃 鴨河内二〇九三
〃	池本幸寿	東伯郡関金町大字安歩五四五
〃	佐々木照義	〃 大字大鳥居一―八四
〃	新田明信	〃 大字松河原一〇六―八〇〇
〃	平岩嘉則	〃 大字堀三一六一
〃	西田 荘	〃 大字泰久寺六九五
〃	西田 敬一	〃 〃
〃	西田 敬一	〃 〃
〃	桑垣文雄	倉吉市上古川四二五
〃	石田正二	〃 石塚二四七

昭和五十九年七月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

六二四

理事 野儀久市 倉吉市福山二七五

“ 松本岩雄 “ 三江四九二

“ 大西登 “ 小鴨一一四七一―一七

“ 上田光義 “ 一三五〇―一八

“ 森下清義 “ 鴨河内二八六三

“ 山本正之 “ 二五四二

“ 北村兼蔵 “ 志津九〇―一八

“ 杉原義人 “ 鴨河内二二一〇

“ 山崎正美 東伯郡関金町大字安歩八四三―一四

“ 佐々木照義 “ 大字大鳥居一一八四

“ 新田明信 “ 大字松河原一〇六一八〇〇

“ 平岩嘉則 “ 大字堀三一六一

“ 西田 莊 “ 大字泰久寺六九五

監事 桑垣文雄 倉吉市上古川四二五

“ 大田佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居一一八三―一四

“ 桑名勝巳 倉吉市北野七〇―一

昭和五十九年八月一日就任 任期三年

鳥取県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（土地改良総合整備事業大鴨第二地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供

する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月十七日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月十七日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、地域振興整備公団鳥取都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、測量法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（二級基準点設置及び地形図作成）

二 作業地域 鳥取市生山、海蔵寺、紙子谷、香取及び祢宜谷
三 終了年月日 昭和五十九年七月三十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

昭和五十九年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和五十九年九月十八日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県小売酒販組合連合会支部	会計責任者の氏名	寺坂 康男	青木 久与	昭和五十九年八月一日	政党の支部
花本政経懇話会	代表者の氏名	白波瀬 登	福田辰太郎	昭和五十九年八月十五日	その他
広江はじめ後援会	主たる事務所の所在地	米子市上後藤三三二	米子市富士見町二一六八	昭和五十九年八月三十日	"

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和59年9月14日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日	時	場 所

学科試験	昭和59年10月26日（金） 午前10時から正午まで	鳥取市南古方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校
実地試験	昭和59年10月26日（金） 午後1時から	

2 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
- イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験手続き

(1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（名刺形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
- エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号680 鳥取市東町一丁目220番地）
- (3) 受験願書の提出期間

昭和59年9月20日（木）から同年10月5日（金）まで。（郵送の場合は、昭和59年10月5日（金）までの消印のあるものは有効とする。）

5 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 6,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長さそのワイシャツ（綿の混入率が、35パーセント以上のものに限る。）

7 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857—26—7186）に照会すること。
- (3) 文書によって照会する場合は、60円切手をはった返信用封筒を同封

すること。

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和50年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和59年9月14日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 実施する検定職種

ざく井、鍛造、機械加工、金型製作、機械検査、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、メリヤス縫製、木工機械整備、紙器・段ボール箱製造、石工、洋菓子製造、和菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋組立て、防水施工、バルコニー施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械製図、電気製図、印章彫刻及び塗装

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級、2級及び単一等級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

- (1) 実技試験

- ア 実施期日
昭和59年12月1日(土)から昭和60年2月25日(月)までの間に
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日
- イ 実施場所
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
- ウ 実技試験問題の公表
実技試験問題は、昭和59年11月26日(月)に鳥取県職業能力開発
協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験
ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金型製作、機械検査、油圧装置調整、冷凍空気調和 機器施工、寝具製作、メリヤス縫製、石工、配管、 かわらぶき、型枠施工、鉄筋組立て及びガラス施工	昭和60年2月 10日(日)
さく井、鍛造、農業機械整備、婦人子供服製造、紳 士服製造、和裁、紙器・段ボール箱製造、建築大工、 防水施工、機械製図及び塗装	昭和60年2月 17日(日)
機械加工、時計修理、木工機械整備、洋菓子製造、 和菓子製造、浴槽設備施工、厨房設備施工、パルコ ニー施工、テクニカルイラストレーション、電気製 図及び印章彫刻	昭和60年2月 24日(日)

- イ 実施場所
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格
を証する書面
- (2) 提出先
鳥取市本町三丁目102商工会館(別館)
鳥取県職業能力開発協会
- (3) 受付期間
昭和59年10月4日(木)から同月17日(水)まで(郵送による場合
は、受付期間内の消印のあるものに限る。)
- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 申請書の用紙及び受験案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作
する。
 - なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請
書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはつ
たもの)を同封して行うこと。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在
中」と朱書きすること。
- 6 受検手数料等
- (1) 受検手数料
ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料	厨房設備施工	11,000円
さく井	11,000円	型枠施工	11,000円
鍛造	11,000円	鉄筋組立て	9,000円
機械加工	11,000円	防水施工	11,000円
金型製作	11,000円	バルコニー施工	11,000円
機械検査	8,000円	ガラス施工	11,000円
時計修理	11,000円	テクニカルイラストレーション	6,500円
油圧装置調整	9,000円	機械製図	6,500円
農業機械整備	9,000円	電気製図	6,500円
冷凍空気調和機器施工	10,000円	印章彫刻	9,000円
婦人子供服製造	8,000円	塗装	9,000円
紳士服製造	9,000円	1 学科試験の受検手数料	2,000円
和裁	7,000円	(2) 納付方法	
寝具製作	11,000円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
メリヤス縫製	10,000円	(3) 受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。	
木工機械整備	11,000円	7 合格者の発表等	
紙器・段ボール箱製造	11,000円	(1) 合格通知	
石工	11,000円	実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和60年3月18日(月)に書面で通知する。	
洋菓子製造	10,000円	(2) 技能検定合格者の発表	
和菓子製造	10,000円		
建築大工	9,000円		
かわらぶき	11,000円		
配管	9,000円		
浴槽設備施工	11,000円		

技能検定合格者の氏名は、昭和60年8月19日（火）の鳥取県公報で
公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部労政訓練課（電話08
57—26—7281）又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。